

セクハラとセクハラでないことの判断基準

ではどんなことがセクハラにあたるのでしょうか。セクハラとセクハラじゃないことって、区別するのが難しいと考える人が多いと思います。「同じことやって俺がするのとセクハラでなくて俺がするとセクハラ、そんなのおかしいや」とか、「A子さんに、素敵な服だねって言ったらすごく喜んでくれたのに、B子さんに同じことを言ったら『セクハラよ』ってものすごく怒られてしまった。こんなこと変だよ」などの疑問を持たれている人も多いと思います。ここからセクハラとセクハラでないことの区別なんかないという結論を出してしまう人もいるかも知れません。

でも本当にそうでしょうか。区別できないという結論は、性的言動の相手方がどう感じているかということと無関係に客観的にセクハラとセクハラでないことを区別できる基準がないという意味では、正しいと思います。でも、被害者がそれをどう思っているのかということとかかわりなく定義できる加害行為は、そもそもそれほど多くはないのではないのでしょうか。たとえば人のものを自分のものにしてしまう行為（盗るという行為）でも、とられるほうが最初からあげるつもりであるならば「盗る」ことにはなりません。よその家に入る行為でも、入られた家の人が進入を許していたら家宅侵入罪にはなりません。セクハラも同じです。「何を言えばセクハラか」「どこをどのぐらいの時間触ればセクハラか」という問いを立てて考えればセクハラとセクハラでない行為の区別は難しくなりますが、性的言動の相手方がどう感じているのかということ基準として立てれば、これほど明確なものはありません。相手が嫌がっているのに行う性的言動はセクハラで、そうでない場合はセクハラではないのです（主観性の基準）。人が嫌がっていることをしないのは社会生活では当たり前のことです。ですからセクハラしてはいけないということとは社会常識だといってよいでしょう。

では「相手が嫌がっているかどうか」どうやって知りえるのでしょうか。一般には相手方からいやだという意思が伝えられる必要があります。ではいやだといわれなければどんなことを行ってもセクハラではないのでしょうか。社会常識上悪質と思われることはその加害行為が、一度きりであつても、前もつていやだという意思表示がなくても、セクハラととらえられます。逆に、軽微と思われる行為でも相手方からいやだという意思表示があるにもかかわらず繰り返し執拗に行われる場合にはセクハラととらえられます。

セクハラの影響

ではセクハラはどうしていけないのでしょうか。あらためて考えなおして見ましょう。前述したとおりまずセクハラがいけないのは、被害者に悪影響を与えるからです。被害者が被る悪影響は、事例によって非常に大きく異なりますが、日本社会では、特に1990年代に入って学校や大学内でのセクハラ問題が明らかになって以降、セクハラが被害者に深刻な影響を与えることもあることがしだいに広く認識されるようになってきました。被害者は、加害行為によって、職場や学校で十分活動することができなくなり、人事考課や成績にも悪影響を受け、さらには身体的・精神的不調に悩まされる場合もあります。さらには、

セクシュアルハラスメントに関する相談のうち女性労働者等からの相談が占める割合

